

三鷹市スポーツ協会規約

昭和 32 年 7 月 24 日	制定
昭和 34 年 5 月 20 日	改正
昭和 36 年 5 月 18 日	改正
昭和 40 年 5 月 13 日	改正
昭和 45 年 5 月 14 日	改正
昭和 46 年 5 月 19 日	改正
昭和 47 年 5 月 25 日	改正
昭和 48 年 4 月 26 日	改正
昭和 55 年 4 月 16 日	改正
平成 7 年 4 月 26 日	改正
平成 8 年 4 月 17 日	改正
平成 9 年 4 月 18 日	改正
平成 19 年 4 月 26 日	改正
平成 29 年 4 月 20 日	改正
令和 6 年 4 月 1 日	改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、三鷹市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 スポーツ協会の事務所は、三鷹市新川 6 丁目 37 番 1 号 三鷹市総合スポーツセンター内に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 スポーツ協会は、三鷹市におけるスポーツ・レクリエーション（以下「スポーツ」という。）を振興して三鷹市民の体位向上をはかり、スポーツ精神の涵養と市民相互の融和ならびに社会文化の発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 事業

(事業)

第 4 条 スポーツ協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

三鷹市民（在勤、在学を含む。）のスポーツ活動の振興をはかるため体協の基本的方針を審議し、確立すること。

- (1) スポーツ活動に関して三鷹市およびその関係機関に意見を述べまたはその施策等に協力すること。
- (2) 加盟団体の強化発展ならびに相互の連絡融和に関すること。
- (3) スポーツ大会、講習会その他スポーツ活動に関する各種事業の実施、参加ならびに援助に関すること。

- (4) スポーツ活動の啓発奨励をはかること。
- (5) スポーツ活動に関する調査、研究および情報の提供ならびに資材の斡旋に関すること。
- (6) スポーツ施設の整備促進に関すること。
- (7) スポーツ少年団の育成援助に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 組織

(組織)

第5条 スポーツ協会は、三鷹市全地域を構成範囲として組織されたスポーツ団体で、スポーツ協会に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）およびスポーツ協会の目的に賛同して加入した賛助会員ならびに協力会員をもって組織する。

(加盟)

第6条 スポーツ協会に加盟しようとする団体は、別に定める規程にもとづき加盟願を提出し、理事会の承認により仮加盟し、評議員会の議決を経て、加盟団体となることができる。

2 賛助会員および協力会員は、理事会の承認で加入することができる。

(脱退、休止および除名)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

2 加盟団体が休止しようとするときは、その理由と期間を付して休止届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

3 加盟団体が本規約を遵守しないとき、またはスポーツ協会の事業に積極的に協力しない場合は、理事会の承認を得てその権利を停止し、その日から6ヶ月以降に開催される評議員会までに、改善が認められない場合には、評議員会の議決を得て除名することができる。

(外郭団体)

第8条 体協の目的に従い、青少年のスポーツ振興による心身の健全な育成に資するためスポーツ少年団本部を置く。

2 スポーツ少年団本部に関する規程は、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第9条 スポーツ協会に次の役員を置く。

- ① 会長1名 ② 副会長3名 ③ 監査役2名 ④ 理事長1名
- ⑤ 副理事長1名 ⑥ 常任理事若干名 ⑦ 理事若干名

(正副会長)

第10条 会長および副会長は、評議員会で選任する。

2 会長は、スポーツ協会を代表し、会務を統括するとともに評議員会を招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定められた順位によりこれを代行する。

(監査役)

第11条 監査役は、評議員会で選出する。

2 監査役は、スポーツ協会の事業および会計を監査する。

(理事)

第12条 理事は、各加盟団体およびスポーツ少年団本部で推薦する1名を会長が委嘱する。

2 会長は、必要に応じて賛助会員、協力会員ならびに学識経験者の中から若干名の理事を委嘱することができる。

3 理事は、理事会を構成し、会務について協議する。

(常任理事)

第13条 常任理事は、理事の互選により若干名を選出する。

2 常任理事は、常任理事会を構成して会務を執行し、正副理事長候補者を推薦するほか、専門部会をそれぞれ統括する。

(正副理事長)

第14条 理事長、副理事長は、常任理事会が推薦し、理事会の承認を得て選出する。

2 理事長に選出された加盟団体は、理事1名を補充推薦する。

3 理事長は、理事会を代表して会務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。

(顧問および参与)

第15条 スポーツ協会は、必要に応じて顧問または参与をおき、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

2 顧問または参与は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(評議員会)

第16条 スポーツ協会に評議員をおき、加盟団体からそれぞれ2名を選出し、賛助会員および協力会員の中から理事会において若干名を選出する。

2 評議員は、評議員会を構成し、次の事項について議決または承認する。

(1) 事業計画および事業報告。

(2) 予算および決算。

(3) 正副会長および監査役の選出。

(4) その他、スポーツ協会の運営にかかわる重要事項。

(任期)

第17条 役員および評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充による任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

(会議)

第18条 スポーツ協会の会議は、次のとおりとする。

① 評議員会

② 理事会

③ 常任理事会

④ 三役会

(評議員会)

第19条 評議員会は、毎年1回定期に会長が招集する。会長が必要と認めた場合、または

評議員の3分の1以上から目的を示して請求があった場合は、評議員会を招集する。

- 2 評議員会の議長および書記は、別途定められた順番で行う。
- 3 評議員会は、全評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、同一議題について再度召集した場合は、この限りでない。
- 4 評議員会に、やむを得ず出席できない評議員は、その選出加盟団体の役員を代理出席させることができる。
- 5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数以上の賛同により決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および理事をもって構成し、評議員会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、原則として副理事長が順次これに当たる。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 常任理事会の議長は、原則として副理事長が順次これに当たる。
- 3 常任理事会は、評議員会および理事会の決定事項を執行する。

(三役会)

第22条 三役会は、正副会長および正副理事長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 三役会は、理事会、常任理事会、その他スポーツ協会運営に関する重要事項を事前に協議し、意見の統一をはかる。
- 3 三役会に必要と思われるときは、専門部会長を加えることができる。

(準用)

第23条 第19条第3項および第4項は、理事会および常任理事会の会議に準用する。ただし、常任理事会の代理出席は、認めない。

(専門部会)

第24条 専門部会に関する規程は、理事会が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第25条 スポーツ協会の業務を遂行するため、事務局を設け、職員を置く。

- 2 事務局および職員に関する規程は、理事会が別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第26条 スポーツ協会に貢献し、その功績が顕著であるものについて、理事会の承認を得て表彰する。

- 2 前項の表彰に関する規程は、別に定める。

(会員の除名)

第27条 スポーツ協会の会員で、スポーツ精神に甚だしく違背し、またはスポーツ協会

の名誉を著しく汚した者は、理事会の決定により除名することができる。

第9章 会計

(経費)

第28条 スポーツ協会の運営経費は、次に掲げる収入によるものとする。

- ① 会費収入 ② 補助金および委託金収入 ③ 寄付金収入
④ 事業に伴う収入 ⑤ その他の収入

(会費)

第29条 スポーツ協会の会費は、次のとおりとする。

① 入会金	加盟1団体	10,000円
② 年会費	1団体年度額	5,000円
③ 普通会費	加盟団体構成員1人年度額	100円
④ 賛助会費		1,000円以上

(会計年度)

第30条 スポーツ協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 予算および決算

(予算および決算)

第31条 スポーツ協会の予算は、理事会で編成し、年度当初に評議員会の議決により定め、決算は、年度終了後に監査役の監査を受け、理事会を経て、評議員会の承認を得なければならない。

第11章 雑則

(規約の変更)

第32条 スポーツ協会の規約は、評議員の出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第33条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、昭和32年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和34年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和36年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、昭和40年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和45年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 46 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 47 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 48 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、改正後の規約第 2 条の規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。